

小山町告示第 号

小山町空き家等対策検討委員会設置要綱を次のように定める

平成 年 月 日

小山町長 込山 正秀

小山町空き家等対策検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小山町空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成●●年小山町規則第●号）第4条に基づき設置する小山町空き家等対策検討委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、その結果を町長に報告する。

- (1) 空き家等の危険な状態等の確認
- (2) 助言又は指導、勧告、命令及び公表
- (3) 寄附申出の受諾
- (4) 行政代執行
- (5) その他町長が必要と認めること

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 御殿場警察署長が指名する者
- (3) 御殿場市・小山町広域行政組合消防本部消防長が指名する者
- (4) 町行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、町長の定める課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。